

◎独占禁止法違反が判明した下記業者について、4ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：①アルフレッサ株式会社
②株式会社スズケン
③東邦薬品株式会社
業者の住所：①東京都千代田区内神田1-12-1
②愛知県名古屋市東区東片端町8
③東京都世田谷区代沢5-2-1
- 指名停止措置期間：令和3年2月1日 ～ 令和3年5月31日
(4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、アルフレッサ株式会社の執行役員、株式会社スズケン執行役員、東邦薬品株式会社の病院統括部長ら7人が、平成28年、30年に独立行政法人地域医療機能推進機構が発注した医薬品薬7,000～8,000種類の入札で談合していたとして、令和2年12月9日、公正取引委員会が、同3社及び同担当者7名を検事総長に刑事告発したものである。
なお、東京地検特捜部は同日、同3社及び同担当者7名を独占禁止法違反で東京地裁に起訴している。
- 指名停止措置理由
当該業者たるアルフレッサ株式会社の執行役員、株式会社スズケン執行役員、東邦薬品株式会社の病院統括部長ら7人が独占禁止法違反で刑事告発されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第5号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
 代表：092-471-6331
 総務部契約課長 構木 和宏（内線 2511）
 （契約課直通：Tel 092-476-3509）
 港湾空港関係
 総務部契約管理官 柴田 裕二（内線 290）
 （経理調達課直通：Tel 092-418-3345）